

船舶事故調査報告書

平成24年12月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚（定置網）
発生日時	平成24年8月16日（木） 20時45分ごろ
発生場所	京都府宮津市宮津黒崎北東方沖 宮津黒崎灯台から真方位082° 1,000m付近 （概位 北緯35° 36.0′ 東経135° 15.9′）
事故調査の経過	平成24年9月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 第3有漁丸 ^{ゆうりょう} 、3.36トン KT3-7367（漁船登録番号）、個人所有 9.85m（Lr）×2.00m×0.76m、FRP ディーゼル機関、169kW、昭和51年9月14日
乗組員等に関する情報	船長 男性 31歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年10月29日 免許証交付日 平成22年10月29日 （平成27年10月28日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 船底部に擦過傷 定置網 なし
事故の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、友人5人を乗船させ、宮津黒崎北東方沖を同崎沖に設置された定置網を避けるために京都府舞鶴市所在の博奕岬^{ぼくち}灯台へ向けて対地速力約11ノットで南東進中、平成24年8月16日20時40分ごろ、船長は、にわか雨により博奕岬灯台が見えなくなったため、右舷船首方向に見えた小型船舶（以下「本件小型船舶」という。）は定置網より沖に占位しているはずであり、その航海灯より沖側を航行すれば、定置網に乗り揚げることなく安全に航行できると思い、右転したところ、定置網に乗り揚げた。</p> <p>船長は、GPS及びレーダーを使用して航行しておらず、船位を確認していなかった。</p> <p>本件小型船舶は、花火大会から舞鶴方面へ帰航する小型船舶による定置網への損傷を防ぐために定置網の中間付近に占位していた警戒船</p>

	<p>であった。</p> <p>本船は、乗揚げ後、本件小型船舶の協力を得て定置網より離脱し、自力航行で舞鶴市舞鶴港へ入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 西、風力 2、視程 約500m</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>船長は、本事故当日18時ごろ、花火大会見物に宮津市宮津港へ向かう際、初めて本事故発生海域を航走し、宮津黒埼沖の定置網を確認したが、GPSに定置網のプロット等を行わなかった。</p> <p>船長は、右転した際、本件小型船舶の航海灯に注意を向けていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本事故は、本船が、宮津黒埼北東方沖を同埼沖に設置された定置網を避けようとして博奕岬灯台へ向けて南東進中、船長が、船位を確認せずに航行していたことから、にわか雨により博奕岬灯台が見えなくなった際、右舷船首方向に見えた本件小型船舶は定置網より沖に占位しているはずであり、その航海灯より沖側を航行すれば、定置網に乗り揚げることなく安全に航行できると思い、右転したところ、定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長が、花火大会に向かう際に確認した定置網の位置をレーダー又はGPSにプロットし、帰航時にレーダー及びGPSを使用していれば、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、宮津黒埼北東方沖を同埼沖に設置された定置網を避けようとして博奕岬灯台へ向けて南東進中、船長が、本船の船位を確認せずに航行していたため、にわか雨により博奕岬灯台が見えなくなった際、右舷船首方向に見えた本件小型船舶は定置網より沖に占位しているはずであり、その航海灯より沖側を航行すれば、定置網に乗り揚げることなく安全に航行できると思い、右転したところ、定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定置網等については、日中確認した際、その設置場所をGPS及びレーダーにプロットしておくこと。 ・ 夜間においては、レーダー及びGPSを使用し、船位の確認に努めること。 ・ 初めての海域を航行する場合は、事前に水路調査を実施し、避險線の設定や離岸距離の検討等を行っておくこと。